

2022年9月30日
丸紅新電力株式会社

四国電力送配電株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域

【災害救助法が適用された地域】

高知県：全市町村

【隣接市町村】

徳島県：三好市、那賀郡那賀町、海部郡海陽町

愛媛県：上浮穴郡久万高原町、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、
南宇和郡愛南町、西予市、西条市、新居浜市、四国中央市

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日※1の延長

被災されたお客さまの令和4年8月分（支払期日が災害救助法適用日※2以降となるものに限る）、9月分および10月分の電気料金の支払期日を各々1カ月延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の翌月分から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金※3の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されないで需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で令和5年3月末日までに電気のご使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費※3の免除

被災されたお客さまが、令和5年3月末日までに臨時電灯または臨時電力のご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合は、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。



- (6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除
被災されたお客さまが、令和5年3月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その初回の工事に要した費用は申し受けません。

※1：支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2：上記1の対象地域のうち、複数の日に災害救助法の適用または隣接市町村に該当する場合は、最初に該当した日を適用いたします。

※3：工事費負担金および臨時工事費とは、お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

以上

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。

